

1.点検評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

玉名市教育委員会では、外部評価委員会による点検及び評価を実施し、その結果をまとめましたので公表いたします。

2. 点検の対象

令和3年度に点検評価を行う事業は、令和2年度に玉名市教育委員会が実施した下記事業としました。

3. 令和2年度評価事業

1. 情報教育推進事業
2. 文化財保護事業
3. 地域学校協働活動事業
4. 競技スポーツ大会補助事業